

犯罪の被害に あわれた方へ



島根県警察

は じ め に

犯罪に巻き込まれることは、大変つらく悲しいことです。

事件があったことが本当であるのか信じられなくなったり、どうしたらいいのかわからなくなったりするなどのこころの問題もあるでしょう。また、もっと現実的な経済的問題が起こることもあるでしょう。

警察では、皆さんにいろいろな情報を提供し、今後どのようにすればよいかをアドバイスし、支援する体制をとっています。

このパンフレットは、犯罪の被害にあわれた方やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害にあわれた方やその家族の方をお願いすることは何か
- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか
- 被害にあわれた方やその家族の方が利用できる制度にはどのようなものがあるのか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものです。

いつでもお気軽にご相談ください

担当者は

警察署

課

係

氏名

電話

です。

※ 犯罪により被害にあわれた方やその家族・遺族の方をこのパンフレットでは、「被害にあわれた方等」と記載します。

目 次

1	被害にあわれた方やご家族に生じるこころの変化……	1
①	こころとからだの状態……	1
②	お子さんが被害にあわれたときの状態……	1
③	ご家族や周囲の方へ……	2
④	ご家庭でできるリラックス法……	3
2	刑事手続の概要……	4
①	犯人が20歳以上の者の場合（捜査・送致・起訴）…	4
②	犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合……	5
③	犯人が14歳未満の少年である場合……	6
④	刑事手続の流れ図……	7
3	捜査へのご協力をお願い……	8
①	事情聴取……	8
②	証拠品の提出……	9
③	実況見分等への立会い……	9
④	裁判での証言……	9
4	被害にあわれた方等が利用できる制度……	10
①	被害にあわれた方等に対する支援要員制度等……	10
②	刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等……	11
③	裁判で利用できる制度……	14
④	更生保護において利用できる主な制度……	16
⑤	安全の確保に関する制度……	17
⑥	警察における経済的支援制度等……	18
5	民間の被害者支援団体による支援……	20
6	各種援助・救済制度……	22
7	各種相談窓口……	25

1 被害にあわれた方やご家族に生じるころの変化

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、ころやからだに様々な影響があらわれることがあります。これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こりうることです。適切なサポートを受けて徐々におさまっていくことが多いといわれています。

① こころとからだの状態

- | | |
|-----|---|
| からだ | 眠れない（ねつけない／途中で起きてしまう）、めまい、過呼吸、吐き気、食欲不振 |
| 生活 | 人ごみが怖くて外に出られない、被害のことを思い出すものや場所を避ける |
| こころ | 被害のことを思い出す（とつぜん／何回も）、集中できない、こわい、緊張する、物音におどろく、人が信じられない |

ころの傷つきは大人だけではなく、子どもにも起こります。

② お子さんが被害にあわれたときの状態

【ころが傷ついた時に現れる反応】

- | | |
|-------|--|
| からだ | 食欲不振、腹痛、下痢、吐き気
眠れない（ねつけない／途中で起きてしまう）、
怖い夢をみる |
| 生活・行動 | 多動、多弁、落ち着きがない、赤ちゃんがえり、
甘えが強くなる、学習能力の低下、以前楽しんでいた
活動に興味がなくなる |
| こころ | 一人でいるのをこわがる、離れたがらない、ピクピクしている、
びっくりしやすい、できごとのことを話したがらない、できごとに関
連するものや場所を避ける |



? どのようにしたらよいのでしょうか

犯罪により大きな精神的被害を受けた方に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。

警察では、精神的被害を軽減するため、被害にあわれた方等のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

被害にあった後のころとからだの悩みは人によって様々です。

一人で悩まずに、担当の警察官へご相談ください。

③ ご家族や周囲の方へ

犯罪被害にあった後には、周囲の人からの支えが大きな力となります。

一緒にいてほしいと言われた時にはそばにるようにする、外出するときに送り迎えをするなど、何をしたらその人が安心できるかを聞いてみましょう。

また、被害にあわれた方もご家族や周囲の人も、いつもと違う状況に置かれ、ここからでも疲れやすくなっています。できるだけゆっくり休み、なるべく普段どおりの生活をして、その人自身の生活のリズムを取り戻していけるようにしましょう。

？ 子どもには、どのように接してあげたらよいのでしょうか

🚩 できるだけ安全な日常生活を取り戻す
できごとの後はなるべく普段どおりの生活を送ることで安心することができます。

🚩 子どもが安心する声かけをする
信頼できる人や保護者の方がそばにいてだけで、子どもは安心感を得ることができます。悲しみや怒り、不安を感じるのが自然なことだと話してあげましょう。

ご自身のいたわりも大切に

突然のできごとに巻き込まれた時には、保護者の方も戸惑い、傷つくのは当然のことです。お子さんを支えていくためにも、ご自身へのいたわりも大切です。

一人で悩まずに、信頼できる人や専門機関へ相談してみましょう。

出典：警察庁

「警察による犯罪被害者支援（カウンセリングのご案内）」

「警察による被害者支援～お子さんのこころとからだのケアのために～」より

精神的被害は、時間の経過と共に、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。中には様々な精神疾患（PTSD等）に発展していく場合があります。

日常生活に支障を感じた時は、医療機関若しくは保健所、精神保健福祉センターへご相談ください。

また、犯罪の被害によりお子さんがこころのケアを必要としている場合には、スクールカウンセラー等によるカウンセリングもできますので、学校へご相談ください。

（詳しくは、「7 各種相談窓口」（25ページ）をご覧ください。）

④ ご家庭でできるリラックス法

緊張したり、不安になっている時には、からだも緊張しています。リラックスの方法として、好きなことをしたり、体を動かすことも役立ちます。からだの緊張をほぐすことにより、こころの緊張もほぐすことができます。

保護者の方もお子さんと一緒にやってみましょう。

- 息を「ふう〜っ」と、ゆっくり、長く、はいてみよう。
あせったり、あわてたりせずに、静かに、落ち着いて、
息をはくようにしてみよう。



心の中で、「だいじょうぶ」って言いながら息をはくと、
だんだん気持ちが落ち着いていくよ。

- 家族や先生に、背中や手のひらをトントンって、
やさしくゆっくり たたいてもらおう。



いやでなかったら、背中や手のひらを、
ゆっくりさすってもらおうと安心できるよ。



一人でやってみるときは、
自分で、こめかみ（目の横）を指でかるくおしたり
胸のあたりをそっとたたいてみよう。



国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
「こころとからだのケア〜こころが傷ついたときのために〜」より

犯罪による精神的被害や犯罪被害に起因する不安や悩み
等が深刻な場合は、島根県警察の心理カウンセラーによる
カウンセリングを受けることができます。

また、部外カウンセラーや精神科医の診療を受ける費用
も公費で負担できますので、心配なことがありましたら、
一人で悩まずに担当の警察職員へご連絡ください。



2 刑 事 手 続 の 概 要

犯罪が発生した場合は、次のような流れで犯人を処罰します。

刑事手続の概要

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、これは大きく、捜査、起訴、公判の三つの段階に分かれ、犯人が20歳以上の者の場合と少年の場合とでは、これらの手続が異なります。(刑事手続の流れは「④ 刑事手続の流れ図」(7ページ)を参照してください。)

① 犯人が20歳以上の者の場合

(1) 捜査と送致

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。(詳しくは、「3 捜査へのご協力をお願い」(8～9ページ)をお読みください。)

警察が捜査により明らかにした事件の犯人及び内容(証拠)を、検察官に送ります。(これを「送致^{そうち}」といいます。)

警察は、一定の証拠に基づいて犯人であると認められる者を被疑者と呼んでいます。(マスコミ等では、被疑者のことを容疑者として表現していることが多くみられます。)

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致する手続をとります。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することができます。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致する手続をとります。



(2) 起 訴

送致を受けた検察官は、警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身で被疑者の取調べなど必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

○ 裁判にかける場合を起訴（起訴された被疑者を「被告人」と呼びます。）

○ 裁判にかけない場合を不起訴

と言います。

※ 不起訴処分となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

また、起訴には、

○ 公開の法廷での裁判を請求する公判請求

○ 一定の軽微な犯罪について書面審理により罰金や料金を命じる裁判を請求する略式命令請求

があります。

※ 必要な場合、検察官から被害にあわれた方等に事情を聴かれることがあります。起訴、不起訴の判断のため重要なものですので、ご理解ください。

なお、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

(3) 公 判

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、裁判官（裁判員裁判の場合は裁判官及び裁判員）が証拠による審理を行い判決を下します。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります。

被害者の方には、証人として公判で証言していただくことがあります。また、公判に際しては、様々な制度が用意されています。（詳しくは「③ 裁判で利用できる制度」（13ページ）の項目をお読みください。）

② 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

(1) 捜査等

警察では、14歳以上の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。

法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から、直接、家庭裁判所に事件を送ります。なお、特定少年（18歳、19歳の少年）の場合は、検察庁に事件を送ります。

(2) 審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します（これを「しんぱんふかいし審判不開始」といいます。）。

他方、少年に対する処遇を決めるために裁判官が審理する必要があると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

なお、少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、20歳以上の者と同様の刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

③ 犯人が14歳未満の少年である場合

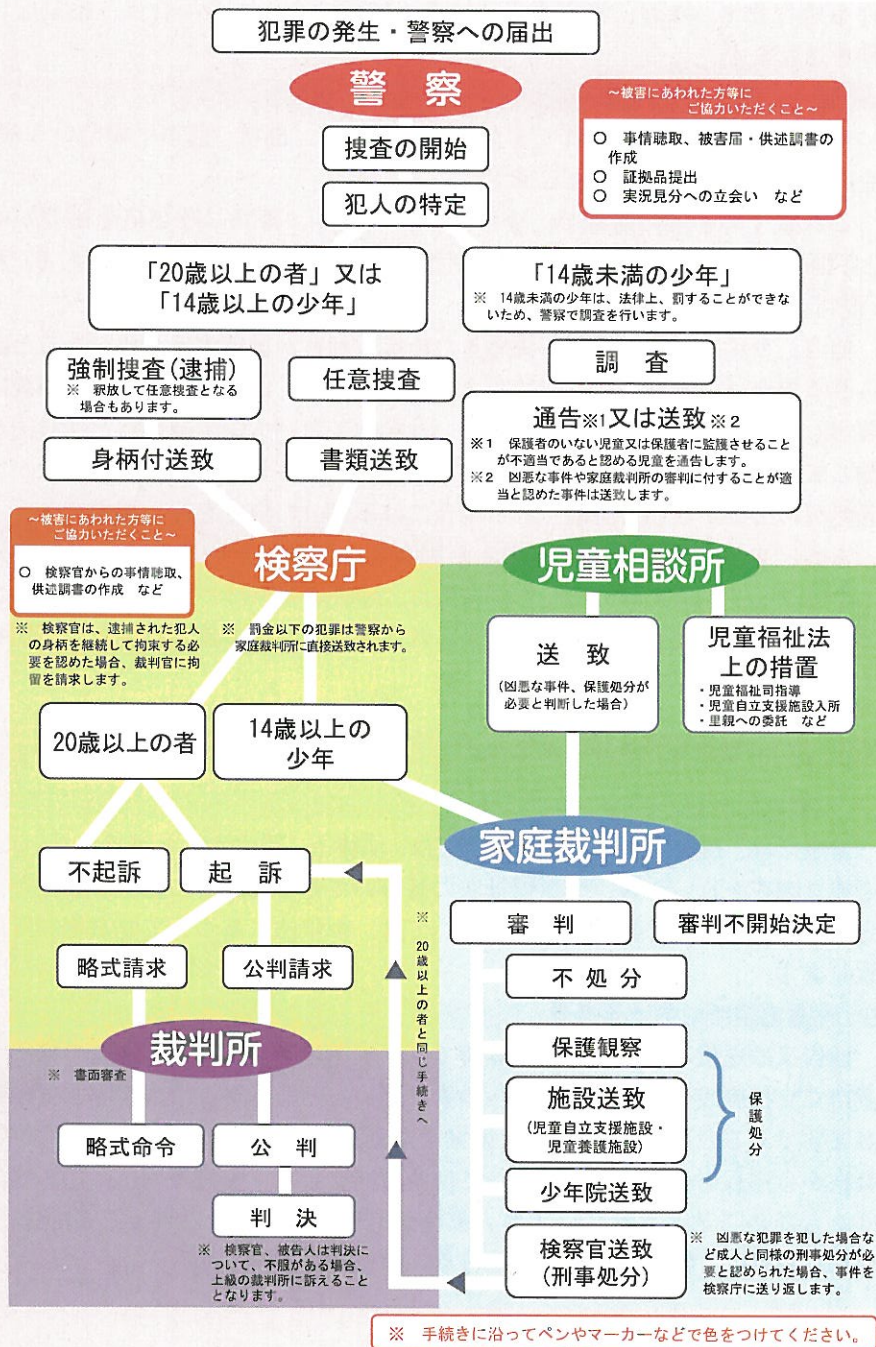
(1) 調査等

警察では、14歳未満の少年については、法律上、罰することができないため、必要な調査を行った後、児童福祉法に基づいて児童相談所に通告するほか、一定の凶悪な犯罪等を犯した少年については、少年法に基づいて児童相談所に送致します。

(2) 児童相談所における措置

通告又は送致を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

④ 刑事手続の流れ図



※ 手続きに沿ってペンやマーカーなどで色をつけてください。

3 捜査へのご協力をお願い

被害にあわれた方等には、刑事手続上必要なご協力をお願いすることになり、そのことでご負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、ご協力をお願いします。具体的には次のようなことがあります。

① 事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。

- 警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではという不安をもたれるかもしれませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。詳しくは、「⑤ 安全の確保に関する制度」(17ページ)の項目をお読みください。
- 被害にあわれた方等で、対応する警察職員の性別を希望される場合や、お子さんが被害にあい、事情聴取に親の同席を必要とお考えの場合には、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。
- 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聴かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なものですので、ご理解ください。

② 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。犯罪を立証するために必要なものですので、ご協力をお願いします。



- 提出していただいたものについては、証拠品として保管する必要がなくなれば、裁判が終わらない段階でもお返しいたします（これを「かんぶん還付」といいます。）。
- その証拠品をまだ保管する必要がある場合でも、所有者の方の請求により、仮にお返しできる場合もあります（これを「かりかんぶん仮還付」といいます。）。
- また、これら証拠品について所有者の方が返却の必要がないと思われるものは、提出の時に「ほうき放棄」の手続をしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなった時に処分されることになります。

③ 実況見分等への立会い

被害にあわれた方等には、警察官が犯罪の現場等について確認する際に立会いをしていただくことがあります（現場等の状況を確認することを「じっきょうけんぶん実況見分」といい、裁判所の令状に基づいて行う確認を「けんしやう検証」といいます。）。

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

④ 裁判での証言

被害にあわれた方等には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります（これを「しょうにんじんもん証人尋問」といいます。）。

裁判においては、様々な制度が用意されています。詳しくは、「③ 裁判で利用できる制度」（14ページ）の項目をお読みください。

4 被害にあわれた方等が利用できる制度

① 被害にあわれた方等に対する支援要員制度等

◆ 警察における被害者支援要員制度

警察では、殺人、傷害等の身体犯、性犯罪、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件等重点的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、犯罪が発生して間がなく、精神的に動揺されている被害にあわれた方等を支援するため、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害にあわれた方等への付添い、ヒアリングなどの事件発生直後における被害者支援活動を行う「被害者支援要員制度」を導入しています。

また、被害者支援活動を行う警察職員の中には、臨床心理士又は公認心理師の資格を取得している者もいます。

被害者支援要員の活動

ア 付添い

- 事件発生直後早期に被害にあわれた方等に面接し、自己紹介
- 医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い
- 実況見分又は検証の付添い
- 被害届作成、事情聴取や被害者調書の作成時の付添い
- 自宅等への送迎



イ ヒアリング

- 心配ごとの相談受理

ウ 民間被害者支援団体、部外のカウンセラー等の紹介、引継ぎ

◆ 検察庁における被害者支援員制度

被害にあわれた方等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害にあわれた方等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害にあわれた方等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

② 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

◆ 警察における被害者連絡制度

被害にあわれた方等は、「事件の捜査はどうなっているのか」、「犯人は誰なのか」、「犯人の処分状況はどうなっているのか」などについて、大きな不安や疑問を持っておられると思います。

警察では、被害にあわれた方等のこれらの不安や疑問に応えるために、殺人、傷害等の身体犯、性犯罪、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件等の被害にあわれた方等に対して、適時適切に次の事項について連絡する被害者連絡制度を運用しています。

被害者連絡制度は、事件を担当している捜査員が、被害にあわれた方等に対して情報を提供するものです。

なお、事件のことを思い出したくないので、知らせてほしくないという方は、捜査員にその旨を話してください。

また、被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

捜査員が連絡する事項

ア 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

被害にあわれた方等から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び犯罪被害者等のための制度について連絡します。

イ 捜査状況

被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

ウ 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙又は送致した場合には、被疑者の氏名、年齢などの人定事項、事件を担当する検察官について連絡します。

被害者に再び危害を与えるおそれのある被疑者を逮捕したものの、送致前に釈放するなどした場合には、その理由を含めて速やかに連絡します。

エ 被疑者の処分状況

起訴や不起訴等の処分結果が判明した場合には、連絡します。

◆ 法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更正保護委員会又は保護観察所から、被害にあわれた方等に対し、その希望に応じて、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の犯人の処遇状況等について通知する制度があります。

通知を受けることができる事項

- ア 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ウ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- エ 加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等アからウに準じる事項
- オ 刑の執行終了予定時期（刑の執行終了の予定年月）
- カ 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称・所在地、懲役刑の作業名・改善指導事項等）
- キ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等）
- ク 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）
- ケ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等） など

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

なお、検察庁において、被害にあわれた方等が再び被害にあうことのないように転居その他犯人との接触を避ける措置をとる必要があり、検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、受刑者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放された後の住所地について通知がなされることがあります。

これらの制度の詳しい説明については、担当の検察官や被害者支援員等にお問い合わせください。

また、加害者が少年審判において、保護処分又は少年院送致処分を受けた場合は、地方更正保護委員会又は保護観察所から、被害にあわれた方のご希望に応じ、以下の内容を通知します。

通知を受けることができる事項

- ア 収容されている少年院の名称等の事項（入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地）
- イ 少年院在院中の教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、個人別教育目標、仮退院の申出年月日等）
- ウ 賞、懲戒、問題行動指導の状況に関する事項
- エ 出院に関する事項（出院後に出院年月日、出院事由等）
- オ 仮退院審理に関する事項（仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等）
- カ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等） など

これらの通知の申出先は、犯人が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの地域にある保護観察所です。

◆ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失等の状態で一定の重大な犯罪（殺人、放火等）を行った者が心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害にあわれた方等は、申出をすることによって、審判を傍聴することができます。また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

◆ 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、様々な事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。

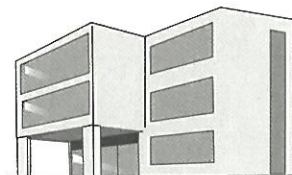
検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、被害にあわれた方等や犯罪を告訴・告発した方から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。

また、被害にあわれた方等からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。



③ 裁判で利用できる制度

被害にあわれた方等には、民事裁判や刑事裁判において、証人等として証言していただくことがあります。その際に、被害にあわれた方等に配慮して、次のような各制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害にあわれた方等が被告人・加害者や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、刑事裁判に関して、次のような制度があります。

- 被害にあわれた方等は、第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。また、いわゆる同種余罪の被害にあわれた方等も、民事の損害賠償請求のため必要があり、相当と認められる場合には、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害にあわれた方等は、刑事裁判の手續において、性犯罪等の被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、裁判所に申し出ることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手續は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。
- 刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害にあわれた方等の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるよう、できる限りの配慮がされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で、冒頭陳述（検察官が最初の公判において、証明しようとする事実を明らかにする陳述）の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

● 被害者参加制度

殺人・傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等の被害にあわれた方等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

● 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害にあわれた方等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

● 損害賠償命令制度

殺人・傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害にあわれた方等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害にあわれた方等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

また、少年犯罪による被害にあわれた方等には、次のような制度があります。

- 被害にあわれた方等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録は除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人・傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反等の被害にあわれた方等は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。

なお、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。

- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。

④ 更生保護において利用できる主な制度

◆ 意見等聴取制度

犯人が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害にあわれた方等は、犯人の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更正保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べるすることができます。聴取した意見等は、地方更正保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断や、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

◆ 心情等伝達制度

犯人が保護観察となった場合、被害にあわれた方等の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害にあわれた方等の置かれている状況、保護観察中の犯人の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の犯人に伝えます。保護観察中の犯人に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

⑤ 安全の確保に関する制度

◆ 再被害の防止・保護対策

警察では、被害にあわれた方等が、再度、犯人から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行い、再被害防止対象者からの要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には、犯人の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

また、犯人が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがある場合には、被害にあわれた方等を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

もし、犯人や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

◆ DV（配偶者からの暴力）、児童虐待等の被害者の保護

警察では、DV事案や、児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方等が、犯人から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について島根県女性相談センターや児童相談所と連携の上対応しています。

また、DV防止やストーカー規制法では、警察本部長等により被害防止のための援助を行う制度もあります。

詳しくは、担当の捜査員や島根県女性相談センター、児童相談所にお問い合わせください。



◆ プライバシー侵害等に対する人権救済制度

被害にあわれた方等が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関は、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。

◆ 警察による公費負担制度

警察では、被害にあわれた方等が犯罪により傷害等を負った場合に、経済的負担を軽減するため、次の費用等を公費で負担しています。

傷害等を負われた場合

- ・ 診断書作成時にかかる診療料（初回）
- ・ 診断書料

性犯罪被害にあわれた方

- ・ 診療料（初回）
- ・ 検査費用
- ・ 緊急避妊費用等
- ・ 診断書料

一時的に避難する必要がある方

- ・ 一時避難にかかる宿泊費用

ご家族を亡くされた方

- ・ 検案書料
- ・ ご遺体の搬送にかかる費用
- ・ ご遺体の修復にかかる費用

ご自宅等で被害にあい清掃が必要な方

- ・ ハウスクリーニングにかかる費用

また、被害にあわれた方等の犯罪による精神的被害及び犯罪被害に起因する不安や悩み等が深刻な場合は、これらの解消及び軽減を早期に図るために、必要なカウンセリング支援等を行うとともに、その費用も公費で負担しています。

精神的被害を負われた場合

- ・ カウンセリング支援
- ・ 精神科医等診療支援

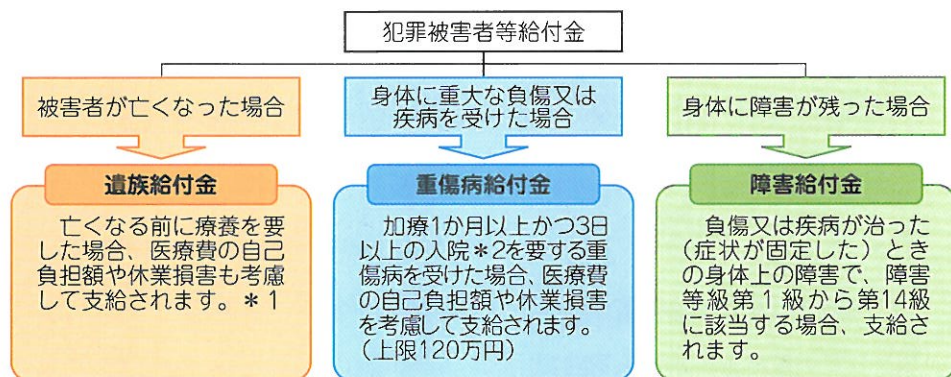
各種公費負担制度の適用には一定の要件があります。

詳しくは、事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。

◆ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり、後遺障害が残った被害にあわれた方に対して、労災保険等の他の公的給付や犯人から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるものであり、その種類は次のとおりです。



■ 申請等に関する制限

原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ日本国内に住所を有しない方は受給できません。

また、親族の間で行われた犯罪や被害にあわれた方に犯罪被害の原因がある場合等は、給付金の全部又は一部が支給されません。(ただし、特例として支給される場合もあります。)

■ 申請手続

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行いますが、具体的な手続は、住所地を管轄する警察署又は警察本部に、申請書と必要書類を提出することとなります。

なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。ただし、犯人により身体的自由を不当に拘束されていたなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。

詳しくは、警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

*1 遺族給付金は、以下の順で第一順位となる遺族に支給

- 1 ①配偶者
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

*2 PTSD等の精神疾患の場合は、加療1か月以上かつ3日以上労務に服することができない程度

5 民間の被害者支援団体による支援

島根被害者サポートセンター

※島根県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

被害にあわれた方等からの電話・面接相談や病院・裁判所等への付添い等による被害にあわれた方等の支援などの活動を、警察等の関係機関と連携を図りながら行っています。

同センターは、島根県公安委員会の指定を受けた島根県唯一の民間被害者支援団体であり、安心して支援を受けることができます。被害にあわれた方等からの希望を受けて、警察が被害に関する情報を同センターに提供することで、早期に支援を受けることが可能となります。（※同意書の提出が必要です。）

所在地：松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

電話相談：0120-556-491【ココロノスクイ】

☆月曜日～金曜日 10:00～16:00（祝日・盆・年末年始を除く）

※ 犯罪被害者等相談電話（全国共通ナビダイヤル）

0570-783-554

☆毎日 7:30～22:00（年末年始を除く）

ホームページ：https://www.shimane-vsc.or.jp

メール相談：shimane-vsc.or.jp

● 活動内容

- ・ 電話相談、メール相談、面接相談
- ・ カウンセリング支援（概ね5回まで無料）、法律相談（概ね3回まで無料）
- ・ 病院、裁判所、行政機関等への付添い、生活支援
- ・ 犯罪被害者等給付金の申請補助
- ・ 被害者緊急支援金の支給
- ・ 自助グループの支援

※全国の民間被害者支援団体についてのお問い合わせ

全国被害者支援ネットワーク 電話：03-3811-8315

島根被害者サポートセンターの支援を希望される方へ ～被害者情報提供制度について～

被害者情報の提供制度とは？

島根被害者サポートセンター(以下「センター」と表記。)の支援を希望される場合、同意書を提出していただき、警察からセンターへ、被害にあわれた方等の連絡先、被害の内容等を連絡する制度です。

連絡を受けたセンターは、被害にあわれた方等に直接連絡をして必要な支援を開始します。

制度を利用するメリットは？

- ご自分の被害について繰り返し説明することによって生じる精神的負担を軽減します。
- 警察等の公的機関のみでは対応できない幅広い支援を長期的に受けることができます。

被害にあわれた方等

同意書の提出

警察署等

被害にあわれた方等の連絡先や被害の内容等の情報提供

島根被害者サポートセンター

必要な支援の実施

制度を利用したい場合はどうすれば良いですか？

- 警察署等の担当者にお申し出ください。
- 担当者から説明を受けた後、同意書にご記入ください。
被害にあわれた方やそのご家族が行う手続きはこれで完了です。
- センターの支援員から連絡がありますので、困りごと、支援の要望等をご相談ください。

県外のセンターを利用することはできますか？

できます。全国47都道府県全てに民間被害者支援団体があります。被害にあわれた方々やそのご家族が島根県外にお住まいの場合は、居住先の都道府県のセンターによる支援を受けることができます。

6 各 種 援 助 ・ 救 済 制 度

名 称	内 容						
民 事 上 の 損 害 賠 償 請 求 制 度	犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条）に該当する場合があります、その場合には、被害にあわれた方等は犯人等に対して損害賠償を請求することができます。 不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害にあわれた方等が申立てなどを行う必要があります。 詳しくは、裁判所や弁護士会にお問い合わせください。 なお、損害賠償命令制度については、「③ 裁判で利用できる制度」（14ページ）を参照してください。 また、暴力団対策法において、 ● 対立抗争の巻き添えにあい、指定暴力団員から怪我を負わされた ● 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断つたために、暴力行為を受けた などの場合に、その指定暴力団の代表者等がこれによって生じた損害を賠償する責任を負うとされています。 詳しくは、警察本部や弁護士会にお問い合わせください。						
税 制	医療費を支払ったり、障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税の計算において、次のような「所得控除」が認められる場合があります。 <table border="1"> <tr> <td>● 医療費 控 除</td><td>納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されるもの</td></tr> <tr> <td>● 障害者 控 除</td><td>納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、27万円（特別障害者である場合は40万円）が控除されるもの</td></tr> <tr> <td>● 寡 婦 （寡夫） 控 除</td><td>夫と死別した妻又は妻と死別した夫のうち、一定の方に27万円（特定の寡婦は35万円）が控除されるもの</td></tr> </table> 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。	● 医療費 控 除	納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されるもの	● 障害者 控 除	納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、27万円（特別障害者である場合は40万円）が控除されるもの	● 寡 婦 （寡夫） 控 除	夫と死別した妻又は妻と死別した夫のうち、一定の方に27万円（特定の寡婦は35万円）が控除されるもの
● 医療費 控 除	納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されるもの						
● 障害者 控 除	納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、27万円（特別障害者である場合は40万円）が控除されるもの						
● 寡 婦 （寡夫） 控 除	夫と死別した妻又は妻と死別した夫のうち、一定の方に27万円（特定の寡婦は35万円）が控除されるもの						

名 称	内 容						
島 根 県 犯罪被害者等 見舞金制度	殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害にあわれた方のご遺族又は重症病や精神疾患を負われた被害にあわれた方に対して、経済的負担軽減を図るための見舞金が給付される制度です。 <table border="1"> <tr> <td>遺族見舞金</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>重傷病見舞金</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>精神療養見舞金</td><td>5万円</td></tr> </table> 詳しくは島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室（電話0852-22-6216）にお問い合わせください。	遺族見舞金	30万円	重傷病見舞金	10万円	精神療養見舞金	5万円
遺族見舞金	30万円						
重傷病見舞金	10万円						
精神療養見舞金	5万円						
公営住宅への 優先入居	犯罪行為により従前の住居に住めなくなった方及びDV事案の被害にあわれた方については、県営住宅への優先入居制度があります。 なお、DV事案の被害にあわれた方については、同居親族要件が緩和され、県営住宅への単身での入居が可能です。 ○ 県営住宅の入居相談 島根県土木部 建築住宅課 0852-22-6588 ○ 管理事務所（申込先） 島根県住宅供給公社（松江） 0852-22-3400 〃（安来） 0854-32-9050 〃（雲南） 0854-47-7151 〃（出雲） 0853-23-1591 〃（浜田） 0855-25-0535 〃（益田） 0856-31-1530 〃（隠岐の島） 08512-3-1350 西ノ島町地域整備課 08514-6-1257 隠岐支庁県土整備局建築部 08512-2-9728						
福 祉 制 度	父親を亡くしたため母子家庭となった場合などには、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受けることができる場合があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 詳しくは、住所地の自治体や福祉事務所にお問い合わせください。						

名 称	内 容
個別労働紛争解決制度	都道府県労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、 ● 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 ● 都道府県労働局長による助言・指導 ● 紛争調整委員会によるあっせん をしています。 ○ 労働問題に関するあらゆる相談 島根労働局総合労働相談コーナー 0852-20-7009
公益財団法人 犯 罪 被 害 救 援 基 金	人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は、重障害を受けた方の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な方に対する奨学金又は学用品費の給与、その他の犯罪被害者に係る救援事業を行うことを目的として、次のような事業を行っています。 ● 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与 ● 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談 また、犯人からの賠償も得られず、かつ公的な救済制度も得られない被害にあわれた方等に、支援金を支給する事業を行っています。 ○ 公益財団法人犯罪被害救援基金 03-5226-1020 ホームページ http://kyuenkikin.or.jp
公益財団法人 島 根 県 育 英 会	高等学校、大学、専修学校等の生徒・学生を対象としています。 ○ 公益財団法人島根県育英会 0852-28-1981
県立高等学校の 授業料の減免	在籍する各県立高等学校へお問い合わせください。
私立高等学校等 の授業料の減免	在籍する各私立高等学校等へお問い合わせください。 ※ 島根県担当窓口 ○ 島根県総務部総務課私学・県立大学室 0852-22-5018

7 各 種 相 談 窓 口

被害にあわれた方等からの相談に対し、各機関における専門相談窓口を次のとおり紹介しますので参考にしてください。詳しくは、各機関へお問い合わせください。

1 警察における相談窓口

島根県警察本部	電話：0852-26-0110（代表） ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/police/
各種相談の 総合相談受付	警察相談専用電話 #9110 又は 0852-31-9110
被害者支援窓口 (犯罪被害者等給付金の申請等)	島根県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室 電話：0852-26-0110（内線2515～2517）
子どもに関する 悩み事相談	少年相談窓口（ヤングテレホン／けいさつ・いじめ110番） 電話：0120-786-719（ナヤマナトーク）
暴力団犯罪等に関する 相談窓口	暴力団相談窓口 電話：0852-21-9302
性犯罪被害に関する 相談窓口	性犯罪110番 #8103 又は 0120-110-267
ストーカーに関する 相談窓口	ストーカー相談窓口：0852-24-9110

警察庁犯罪被害者等施策ホームページ

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/index.html>

にも、各種相談窓口の情報が掲載されていますので、参考にしてください。



◆ 島根県内の各警察署の連絡先

署 名	電話番号（代表）
松 江 警 察 署	0852-28-0110
安 来 警 察 署	0854-22-0110
雲 南 警 察 署	0854-45-0110
出 雲 警 察 署	0853-24-0110
大 田 警 察 署	0854-82-0110
川 本 警 察 署	0855-72-0110
江 津 警 察 署	0855-52-0110
浜 田 警 察 署	0855-22-0110
益 田 警 察 署	0856-22-0110
津 和 野 警 察 署	0856-72-0110
隠 岐 の 島 警 察 署	08512-2-0110
浦 郷 警 察 署	08514-6-0121

2 島根県における各相談窓口の紹介・あっせん

総合的な対応窓口を設置し、被害にあわれた方等からの相談の対応や支援に関する情報提供を行っています。

犯罪被害者等支援総合窓口

（島根県環境生活部
環境生活総務課
消費とくらしの安全室）

電話：0852-28-7830

☆月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除きます）

※島根県のホームページに、犯罪被害者等支援の相談窓口一覧を掲載しています。

3 日本司法支援センター（愛称「法テラス」）

日本司法支援センターは、国民が、全国どこでも法的な紛争の解決のために必要な情報や法律サービスの提供が受けられる社会を実現するための総合法律支援の中核を担う法人で、次のような犯罪被害者支援業務等を行います。

● 情報提供業務

法制度に関する情報の提供をしたり、相談窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を無料で行います。

- 民事法律扶助業務

経済的に困りの被害にあわれた方等に対して、無料で法律相談を行い、民事裁判等手続における弁護士費用及びカウンセラー等の費用を立て替えます。

- 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。

- 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害にあわれた方等に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。

法テラス

犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079-714（なくことないよ）
一般法律相談 0570-078-374（おなやみなし）
ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>
法テラス島根 050-3383-5500 又は 0570-078-358

4 弁護士会

弁護士会では、法律に関する相談を行っており、損害賠償請求等についての助言を得ることができます。（※相談料が必要な場合があります。）

弁護士会

島根県弁護士会松江法律相談センター 0852-21-3450
ホームページ <https://www.shimaben.com/>
※電話での事前予約が必要です。（原則有料 30分5,000円）
松江・出雲法律相談センター：毎週火曜日
島前法律相談センター：西ノ島町（第2火曜日）
海士町・知夫村（第3火曜日）
石見法律相談センター：浜田会場（毎週金曜日）
益田会場（原則第1・3金曜日）
大田会場（原則第3金曜日）
※島前・石見法律相談センターは、同一案件2回目まで無料、3回目から30分5,000円

5 検察庁における相談窓口

被害にあわれた方等が検察庁へ気軽に被害相談や事件に対する問い合わせを行えるように専用電話として「被害者ホットライン」が全国の地方検察庁に設けられています。

検察庁	松江地方検察庁（被害者ホットライン） 電話・FAX兼用：0852-32-6701 ☆月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※夜間・休日でも伝言・FAXでの利用が可能 全国の地方検察庁の窓口（法務省ホームページ） https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-9.html
-----	--

6 保護観察所における相談窓口

全国の保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置されており、被害にあわれた方等からの電話や来庁による相談やお問い合わせに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。各保護観察所には、専用の電話番号が設けられていますので、ご利用ください。

保護観察所	松江保護観察所 松江向島町134-10松江地方合同庁舎 専用電話：0852-21-2250 ☆月曜日～金曜日 8:30～17:15 全国の保護観察所の所在地等（法務省ホームページ） https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html
-------	---

7 法務省の人権擁護機関

全国の法務局・地方法務局はその支局では、国民の人権を擁護するための取組の一つとして、人権相談所を設置し、法務局職員や法務大臣が委嘱した人権擁護委員が、被害にあわれた方等の人権問題についての人権相談に応じています。被害にあわれた方等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

法務省人権擁護機関	常設人権相談所 松江地方法務局人権擁護課 電話：0852-32-4260 全国の法務局・地方法務局の常設人権相談窓口（法務省ホームページ） https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール） https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
-----------	---

8 島根県女性相談センター

島根県女性相談センターでは、次のような被害者支援を行います。

- 電話、面接相談や相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 情報提供（自立生活促進のための就業支援、住宅確保、援護等に関する制度の利用、保護命令制度の利用、保護する施設の利用に関する情報提供等を行います。）

女性相談センター	松江市北田町48-1 電話：0852-25-8071 ☆平日：8:30～17:00 土日：8:30～12:00／13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
あすてらす女性相談室	大田市大田町大田イ236-4 電話：0854-84-5661 ☆平日：8:30～17:00 土日：8:30～12:00／13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

9 性暴力被害者支援センターたんぼぼ（ワンストップ支援センター）

たんぼぼは、島根県女性相談センター内に設置されており、総合的な窓口として次のような支援を行っています。

- 性暴力被害に関する電話・面接相談
- 支援のコーディネート（産婦人科医療、法律相談、警察への相談・通報、臨床心理士によるカウンセリング等）

性暴力被害者支援センターたんぼぼ	松江市北田町48-1 島根県女性相談センター内 相談専用ダイヤル 0852-25-3010 ☆月曜日～金曜日 8:30～17:15 (上記時間外・祝日・年末年始はコールセンター対応)
------------------	--

ワンストップ支援センターは全国に設置されています。全国共通短縮ダイヤル#8891

10 島根県暴力追放県民センター

島根県暴力追放県民センターは、暴力排除活動の中核として、暴力団に関するトラブルにあった方への支援と助言を積極的に行っています。

- 民事訴訟費用の無利子貸付
- 見舞金の支給
- 専門的な知識を有する相談員による相談

(公財)
島根県暴力追放
県民センター

松江市殿町383 山陰中央ビル7階
電話：0852-21-8938

11 島根ひまわりの会（犯罪被害者自助グループ）

島根ひまわりの会は犯罪・交通事故被害者や遺族の集まりです。同じような苦しさ、つらさを抱えた被害者同士が、互いに語りあう中で、互いを支え合うとともに会員の希望に基づき会合や講演会で体験を語っています。

島根ひまわりの会

○島根ひまわりの会
～苦しみは仲間と話すことによって、何分の一にも減り、
喜びは何倍にも膨らみます～
島根被害者サポートセンター
電話：0120-556-491

12 島根県被害者支援連絡協議会及び被害者支援ネットワーク

被害にあわれた方等のニーズに対応した総合的な被害者支援を行うため、警察のほか、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士、県の担当部等による「島根県被害者支援連絡協議会」が設立されています。また、警察署単位で、関係機関等をメンバーとする被害者支援地域ネットワークを設立し、個々のケースに応じて、関係機関が連携し、きめ細かな支援に努めています。

必要な場合には、関係機関をご紹介しますことができます。

詳しくは、警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

13 その他の相談窓口

被害にあわれた方等の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。このような方に対して、電話や面接による相談を行う機関がありますので、参考にしてください。

名 称	内 容
島根県立心と体の相談センター	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階 電話：0852-21-2885 ☆月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
島根いのちの電話	電話：0852-26-7575 ☆日曜日～金曜日 9:00～22:00 ※土曜日は9:00～翌日曜日22:00（年中無休）
県内各保健所	松江、雲南、出雲、県央、浜田、益田、隠岐（島前）、 隠岐（島後）の各専門相談窓口 ☆月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

